

お客様の居住地 (または法人の場合は主たる業務地) が米国内である場合は、第 8 条の拘束力のある仲裁および集団訴訟の権利放棄に関する条項をご確認ください。この規定は、紛争を解決する方法に影響を及ぼします。

このたびはマイクロソフトをお選びいただきありがとうございます。

お客様が本 Windows ソフトウェアを取得された方法に応じて、本文は、(i) お客様のデバイスと共に本ソフトウェアを頒布するデバイス製造業者またはソフトウェア インストール業者とお客様の間で、または (ii) お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の居住地もしくは主たる業務地に応じたマイクロソフトの関連会社の一社) の間で、締結されるライセンス契約書です。マイクロソフトまたはそのいずれかの関連会社が生産したデバイスについてはマイクロソフトがデバイス製造業者であり、お客様が本ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得された場合はマイクロソフトが小売業者となります。ボリューム ライセンスのお客様の場合、本ソフトウェアの使用については、本契約よりもボリューム ライセンス契約の方が優先適用されます。

本ライセンス条項は、本 Windows ソフトウェアの使用に関するお客様の権利、義務および条件について規定しています。すべての条項が重要であり、一体となってお客様に適用される本ライセンス条項を形成するため、本ソフトウェアに付属する、追加ライセンス条項およびリンク先の条項を含む本ライセンス条項全文を確認してください。お客様は、ブラウザー ウィンドウに (aka.ms/) リンクを貼り付けることで、リンク先の条項を確認できます。

本契約に同意または本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこれらの条件のすべてに同意し、かつ、マイクロソフトがアクティベーション中およびお客様による本ソフトウェアの使用、第 3 条に規定するプライバシーに関する声明により一定の情報を収集することを承諾したものとします。これらの条件に同意せず、また遵守しない場合、お客様は本ソフトウェアまたはその機能を使用することはできません。この場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者に、または本ソフトウェアを直接購入された場合はご利用の小売業者に、問い合わせて、返品方針を確認してください。この方針に基づいて本ソフトウェアまたはデバイスを返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

1. 概要。

- a. **本契約の適用** 本ライセンス条項は、お客様のデバイスにプレインストールされている、または小売業者から取得してお客様がインストールした本 Windows ソフトウェア、お客様が本ソフトウェアを受領したときのメディア (存在する場合)、本ソフトウェアに含まれるフォント、アイコン、画像、または音声ファイル、および本ソフトウェアに対するマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、追加ソフトウェア、またはサービスに適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。マイクロソフトが開発し、Windows に含まれる機能 (メール、カレンダー、連絡先、ミュージック、ニュースなど) を提供する Windows アプリケーションにも適用されます。ただし、その他の条項が適用される場合は、その限りではありません。本ライセンス条項にお客様のデバイスで利用できない機能またはサービスに関する条項が含まれている場合、当該条項は適用されません。
- b. **追加の条件** お客様のデバイスの機能、構成内容、および使用方法に応じて、お客様による特定の機能、サービス、およびアプリケーションの使用にマイクロソフトおよび第三者の追加条項が適用される場合があります。それら別途の条項およびプライバシー ポリシーをお読みください。
 - (i) 一部の Windows アプリケーションは、オンライン サービスへのアクセス ポイントを提供するか、オンライン サービスに依存しています。そのため、これらのサービスの利用には、<https://aka.ms/msa> に掲載されている Microsoft サービス規約などの別途の条項およびプライバシー ポリシーが適用される場合があります。お客様は、これらの条項およびポリシーを、サービス使用条件またはアプリケーションの設定 (該当する場合) を参照することで確認できます。注意してお読みください。これらのサービスは一部の地域で利用できない場合があります。
 - (ii) マイクロソフト、またはデバイス製造業者もしくはインストール業者は、追加のアプリケーションを含めることがあります。かかるアプリケーションには、別途のライセンス条項およびプライバシー ポリシーが適用されます。
 - (iii) 本ソフトウェアには、本ライセンス条項または第三者独自の条項に基づいて、お客様にライセンスされる第三者のプログラムが含まれていることがあります。第三者のプログラムのライセンス条項、通知、および確認事項 (ある場合) は、C:\Windows\Help\en-US\credits.rtf から閲覧できます。

2. インストールと使用権

- a. **ライセンス** 本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ソフトウェア ライセンスは、

お客様が本ソフトウェアと共に取得されたデバイスに永続的に割り当てられます。本ライセンス条項に基づいて、マイクロソフトは、お客様のデバイス (ライセンスを取得したデバイス) に本ソフトウェアの 1 つのインスタンスをインストールして実行する権利を許諾します。ただし、お客様が本ライセンス条項の規定および制限事項を遵守することを条件とします。マイクロソフトまたは正規の提供元から取得した本ソフトウェアを使用して非正規のソフトウェアを更新またはアップグレードしても、元のバージョンまたは更新もしくはアップグレード後のバージョンは正規のソフトウェアにはならず、この場合、お客様は本ソフトウェアを使用するライセンスを取得していないことになります。

- b. **デバイス** 本契約において「デバイス」とは、本ソフトウェアを実行することができる内蔵ストレージ デバイスを備えた物理ハードウェア システム、または仮想マシンを意味します。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、デバイスとみなされます。
- c. **制限事項** デバイス製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、本ライセンス条項において明示的に許諾されていないすべての権利 (知的財産に関する法律に基づく権利など) を留保し、お客様にその他の権利がライセンスされることはありません。疑義を避けるために付言すると、本ライセンスは、以下を行う権利をお客様に付与するものではなく、お客様は以下を行ってはなりません (またお客様は、他のいかなる人物または事業体に対しても、以下を行うことを許可してはなりません)。
 - (i) 本ソフトウェアの機能を個別に使用し、または仮想化すること。
 - (ii) 本ソフトウェアを公開、複製 (許可されているバックアップ用の複製を除きます)、レンタル、リース、または貸与すること。
 - (iii) 本製品を移転すること (本契約で許可されている場合を除く)。
 - (iv) 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
 - (v) 以下の第 2 条 (d) (iii) 項で許可されている場合を除き、本ソフトウェアをサーバー ソフトウェアとして使用すること、もしくはデバイスをサーバーとして動作させること。本ソフトウェアを商用ホスティング サービスを提供するために使用すること。以下の第 2 条 (d) (vi) 項で許可されている場合を除き、ネットワークを経由した 2 人以上のユーザーによる同時使用のために本ソフトウェアを利用可能にすること。本ソフトウェアをリモート アクセスのためにサーバーにインストールすること、もしくはネットワーク経由で使用すること。リモート ユーザーのみのために本ソフトウェアをデバイスにインストールすること。最大 2 人のエンド ユーザー オペレーターが単一のデバイスをローカルで同時に操作できること。
 - (vi) 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること、またはこれらの行為を試みること。ただし、上記の行為が (a) 適用される法令により認められている場合、(b) 本ソフトウェアにオープンソース コンポーネントが含まれる場合において当該コンポーネントの使用に適用されるライセンス条項により認められている場合、または (c) 本ソフトウェアに含まれ、本ソフトウェアにおいてリンクされている、GNU Lesser General Public License に基づいてライセンスされているライブラリへの変更をデバッグするために必要である場合には、当該範囲に限って上記の行為が認められます。
 - (vii) インターネット ベースの機能を使用する場合、他人による当該機能の使用を妨げるおそれのある方法で、または不正な方法でサービス、データ、アカウント、またはネットワークへのアクセスまたは使用を試みるために、これらの機能を使用することはできません。
- d. **複数のユーザーが使用するシナリオ**
 - (i) **複数のバージョン** 複数のバージョン (例: 32 ビット版と 64 ビット版) が提供される本ソフトウェアを取得した場合、お客様が同時にインストールしてライセンス認証できるのはそのいずれか 1 つのバージョンのみです。
 - (ii) **複数の接続またはプールされた接続** マルチプレキシングのため、もしくは接続をプールするために、または本ソフトウェアにアクセスもしくはこれを使用するデバイス数もしくはユーザー数を減らすために、ハードウェアもしくはソフトウェアを使用しても、お客様に必要なライセンスの数が減ることはありません。お客様は、使用している本ソフトウェアのインスタンスすべてのライセンスを取得している場合にのみ、これらのハードウェアまたはソフトウェアを使用できます。
 - (iii) **デバイスの接続** お客様は、ライセンスを取得したデバイス上でファイル サービス、印刷サービス、インターネット インフォメーション サービス、インターネット接続の共有およびテレフォニー サービスを個人的または内部的に使用することのみを目的として、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアに対し、最大 20 台の他のデバイスからの接続を許可することができます。上記の 20 台という接続数制限は、「マルチプレキシング」または接続数をプールするその他のソフトウェアもしくはハードウェアを介して本ソフトウェアに間接的にアクセスするデバイスにも適用されます。お客様は、任意の数のデバイスに、デバイス間でデータを同期するために、ライセンスを取得したデバイス上の本ソフトウェアにアクセスすることを許可することができます。ただし、本項は、お客様がこれらの他のデバイスに本ソフトウェアをインストールしたり、本ソフトウェアの主要な機能 (本項に記載する機能を除きます) を当該デバイス上で使用したりする権利を有することを意味するものではありません。
 - (iv) **リモート アクセス** ユーザーは、ライセンスを取得したデバイスに、リモート アクセス テクノロジーを使用して別

のデバイスからアクセスすることができますが、本ソフトウェアの同じまたは上位のエディションを実行するライセンスを別途取得したデバイスに限りです。

- (v) **リモート アシスタンス** お客様は、本ソフトウェアの追加のライセンスを取得することなく、リモート アシスタンス テクノロジを使用してアクティブなセッションを共有することができます。リモート アシスタンスを使用すると、通常は問題を修正するために、あるユーザーが別のユーザーのコンピューターに直接接続することができます。
- (vi) **POS アプリケーション** 本ソフトウェアが小売店の販売時点管理デバイスにインストールされている場合、本ソフトウェアを販売時点管理アプリケーション（以下「POS アプリケーション」といいます）と共に使用することができます。POS アプリケーションは、以下の機能のみを提供するソフトウェア アプリケーションです。(i) 販売・サービストランザクションを処理する、在庫を検出・追跡する、顧客情報を記録・送信する、および関連する管理機能を実行する、または (ii) 顧客に、利用可能な製品とサービスに関する情報を直接的、間接的に提供する。お客様は、その他のプログラムが以下の条件を満たす場合に限り、本ソフトウェアと共にその他のプログラムを使用することができます。(i) 本デバイスに関する製造業者の特定用途を直接サポートしている。または (ii) システム ユーティリティ、リソース管理、あるいはウイルス対策または同様の保護を提供している。明確にするために付言すると、現金自動預け払い機（以下「ATM」といいます）は小売店の販売時点管理デバイスではありません。
- (vii) **クラウド コンピューティング デバイス** デバイスがインターネット ブラウジング機能を使用してクラウドでホストされたアプリケーションに接続してアクセスする場合、(i) そのデバイスでデスクトップ機能をローカルで実行することはできず、(ii) デスクトップ機能を使用して作成されたファイルはシステムに永続的に保存されないことがあります。本ライセンス条項において「デスクトップ機能」とは、コンピューターまたはコンピューティング デバイスにより実行されるコンシューマー タスクもしくはビジネス タスクまたはプロセスを意味します。これには、電子メール、ワード プロセッシング、表計算、データベース、スケジュール作成、ネットワーク、またはインターネット閲覧、家計簿が含まれますが、これらに限定されません。
- (viii) **デスクトップ機能** システムによってデスクトップ機能が実行される場合、お客様はその機能が (i) アプリケーションをサポートするためだけに使用され、かつ (ii) アプリケーションと共に使用される場合にのみ運用されることを確認する必要があります。

e. **特定の用途** 製造業者は、ライセンスを取得したデバイスを特定用途向けに設計しました。お客様は、当該用途に限り本ソフトウェアを使用することができます。

f. **リスクの高い状況での使用**

- (i) **ご注意:** 本ソフトウェアは、本ソフトウェアに欠陥または障害が発生した場合に死亡もしくは重大な人身傷害、または物理的損害もしくは環境破壊が生じる可能性のある使用（総称して「リスクの高い状況での使用」）を対象として設計されたものではなく、かかる使用を目的としたものでもありません。したがって、お客様は、本ソフトウェアに何らかの中断、不具合、エラー、またはその他の欠陥が生じたとしても、人、財産、および環境の安全が一般的にも特定の業界においても妥当、適切、かつ適法な水準を下回ることがないように、お客様のハードウェアおよびソフトウェアの設計と実装を行わなければなりません。本ソフトウェアのリスクの高い状況での使用は、お客様自身のリスクにおいて行われます。
- (ii) **補償** お客様は、お客様のデバイスの頒布または使用に関連する、リスクの高い状況での使用に起因する請求を含め、弁護士費用を含むあらゆる請求について、マイクロソフトを補償、防御し、損害を与えないことに同意します。ただし、知的財産権の請求が未改変の本ソフトウェアのみに基づく場合を除きます。

3. **プライバシー、データの使用への同意** マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これらの機能の多くは、ユーザー インターフェイスで解除することができます。または、それらを使用しないことを選択することができます。お客様は、本ライセンス条項に同意し、本ソフトウェアを使用することで、マイクロソフトが、マイクロソフトのプライバシーに関する声明 (<https://aka.ms/privacy>) の記載および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザー インターフェイスの記載に従って、情報を収集、使用、および開示することに同意するものとします。

4. **許可されたソフトウェアおよびライセンス認証** お客様は、お客様が正規のライセンスを取得し、正規のプロダクト キーまたは他の認められた方法で本ソフトウェアのライセンス認証を正しく行った場合にのみ、本ソフトウェアを使用することができます。お客様が本ソフトウェアの使用中にインターネットに接続したときに、本ソフトウェアによってマイクロソフトまたはその関連会社への問い合わせが自動的に行われ、本ソフトウェアが正規のものであることが確認され、そのライセンスがライセンスを取得したデバイスに関連付けられます。本ソフトウェアのライセンス認証は、インターネットまたは電話により、手動で行うこともできます。その場合、一定の情報の送信が発生し、インターネット、電話および SMS サービスの料金が発生することがあります。ライセンス認証（または、デバイスのコンポーネントの変更により発生する場合がある再ライセンス認証）中に、本ソフトウェアは、インストールされた本ソフトウェアのインスタンスが、偽造されている、不正にライセンスを取得している、または無許可の変更を含んでいると判断する場合があります。ライセンス認証に失敗した場合、改変されたマイクロソフト ソフトウェアを正規のマイクロソフト ソフトウェアに置き換えることで本ソフトウェアの修復が試みられます。また、本ソフトウェア

の正規のライセンスを入手するように促すメッセージが表示されます。ライセンス認証が正常に行われても、本ソフトウェアが正規のものであること、または適切にライセンスされていることは確認されていません。お客様は、ライセンス認証を回避することはできません。お客様のソフトウェアが正規のものであるかどうか、およびお客様が適切にライセンスを取得しているかどうかを確認するには、<https://aka.ms/genuine> をご参照ください。一定の更新プログラム、サポート、およびその他のサービスは、正規のマイクロソフト ソフトウェアのユーザーに対してのみ提供される場合があります。

5. **更新** 本ソフトウェアでは、システムおよびアプリケーションの更新プログラムが定期的に確認され、自動的にダウンロードおよびインストールされることがあります。お客様は、マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できません。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する必要がある場合があります。お客様は、ご自身のデバイスで自動更新が有効になっている場合、本ライセンス条項に同意すること、または本ソフトウェアを使用することにより、追加通知なくこのような種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。
6. **地理的制約および輸出規制** お客様のソフトウェアの使用が特定の地域に限定されている場合、お客様は、その地域でのみ本ソフトウェアのライセンス認証を行うことができます。また、お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての輸出に関する国内法および国際法（輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守しなければなりません。地理的制約、輸出規制の詳細については <https://aka.ms/exporting> をご参照ください。
7. **デバイス製造業者とインストール業者のサポートおよび払戻手順** ソフトウェア全般のサポート オプションについては、デバイス製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。その際、本ソフトウェアと共に提供されるサポート番号をお知らせください。更新プログラムおよび追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、マイクロソフトから限定的なサポート サービスが提供されることがあります。詳細については、<https://aka.ms/mssupport> をご参照ください。お客様が払い戻しを要求する場合、デバイス製造業者またはインストール業者に問い合わせて、返金方針を確認してください。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。
8. **お客様の居住地（または法人の場合は主たる業務地）が米国内である場合における拘束力のある仲裁および集団訴訟の権利放棄**

マイクロソフトは紛争の回避に努めていますが、紛争が発生した場合、お客様とマイクロソフトは、紛争通知の受領から 60 日間、非公式に紛争の解決を図ることに合意します。解決できなかった場合、お客様とマイクロソフトは、**連邦仲裁法（以下「FAA」といいます）に基づく米国仲裁協会（以下「AAA」といいます）による拘束力のある個別の仲裁に付託するとともに、判事または陪審員による裁判所への提訴を差し控えることに合意します。**この場合、中立的な仲裁人が決定を下し、仲裁人の決定は、FAA に基づく限定された上訴権を除き、最終的なものとなります。**集団訴訟、集団仲裁、司法長官による民事訴訟、公的な差し止め請求、および任意の者が代表者として行うその他の訴訟や救済の請求は、認められません。また、当事者全員の同意なくして個別の手続を併合することもできません。**「当社」には、マイクロソフト、デバイス製造業者、ソフトウェア インストール業者およびマイクロソフトの関連会社が含まれます。

- a. **対象となる紛争 — 知的財産権を除くすべて「紛争」という用語は、最大限広義に解釈されます。**紛争には、契約、保証、不法行為、制定法、法令、規制を含むあらゆる法理に基づく、お客様とデバイス製造業者もしくはインストール業者の間、またはお客様とマイクロソフトの間における、本ソフトウェア（または他の Windows アプリケーションを含む本契約が適用されるソフトウェア）、その対価、マーケティング、通信、お客様の購入取引、料金請求、もしくは本ライセンス条項に関するすべての請求または論争が含まれます。**ただし、お客様、お客様のライセンサー、当社、または当社のライセンサーの知的財産権の執行または有効性に関連する紛争を除きます。**
- b. **仲裁前における紛争通知の送達** マイクロソフトの顧客サービス担当者が解決できない紛争があり、仲裁を希望されるお客様は、まず、個別の紛争通知を米国郵便でデバイス製造業者またはインストール業者の法務部門宛に送付しなければなりません。お客様がマイクロソフトとの紛争を提起する場合、まず紛争通知を Microsoft Corporation (ATTN: CELA ARBITRATION, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) に郵送するか、またはフォームを電子的に提出しなければなりません。紛争通知フォームは、<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=245499> から利用できます。フォームに必要事項をすべて入力してください。当社がお客様に紛争を提起する場合も同様とします。適用されるすべての出訴期限は、個別の紛争通知が適切に提出された日付から、本第 8 条に基づき仲裁が適切に提起された最初の日付までの間、進行が停止します。
- c. **少額裁判所の選択** お客様とマイクロソフトのいずれも、少額裁判所の要件を満たしており、個別の救済を求める個別訴訟である場合に限り、紛争通知の送達に代えて、他方を相手取り少額裁判所に提訴できるものとします。その場合、お客様の居住国（または法人の場合は、主たる営業地）に所在する少額裁判所に提訴しなければなりません。
- d. **仲裁手続** すべての仲裁は、AAA が、その商事仲裁規則（ただし、お客様が個人であり、本ソフトウェアを個人的にもしくは家庭で使用する場合、または、お客様が個人であるか本ソフトウェアをどのように使用するかにかかわらず 75,000 米ドル未満の紛争の場合は、AAA の消費者仲裁規則）に基づいて実施します。詳細については、

<https://aka.ms/adr> を参照ください。本契約と適用される AAA 規則との間に矛盾する内容がある場合は、本契約に準拠します。仲裁を開始するには、<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=245497> で入手可能な仲裁請求フォームを AAA に提出し、その写しをデバイス製造業者もしくはインストール業者（またはお客様とマイクロソフトとの間の紛争である場合はマイクロソフト）に郵送します。仲裁請求フォームには、お客様とお客様の請求に関する具体的な情報を記載しなければなりません。25,000 米ドル以下の紛争では、仲裁人が対面による聴聞会を開く正当な理由があると判断した場合を除き、すべての聴聞は電話またはテレビ会議で行われます。対面による聴聞会は、お客様の居住地（または法人の場合は、主たる営業地）で行われます。仲裁人は、裁判所と同じ損害賠償請求を個別のお客様に認めることができます。仲裁人は、お客様による個別の請求に応じて、宣言的救済または差止め命令による救済を認めることができます。ただし、これは、お客様に対してのみ個別に認めることができるもので、非当事者に影響を与える救済を認めることはできません。

仲裁人は、裁判所が排他的な権限を有するものを除き、次のすべての事項について裁定を下します。(i) 仲裁可能性のほか、この仲裁合意の成立、存在、範囲、妥当性、拘束力についての判断、(ii) 両当事者が仲裁前要件（個別の紛争通知や仲裁請求フォームなど）を遵守しているか否かの判断、(iii) 集団訴訟・手続、代表訴訟・手続、司法長官による民事訴訟・手続、併合訴訟・手続、公的な差止め請求の禁止の強制、および (iv) 本契約に抵触する仲裁手続の差止め。

お客様の紛争通知に伴う請求が他の 24 件以上の顧客請求に類似しており、それらの弁護人をお客様と同じ弁護士または相互に連携関係にある弁護士が務めている場合、お客様とマイクロソフトは、それらの請求が「関連事件」に当たすることに合意します。関連事件の場合、最大 50 件の個別仲裁を一括で同時に提起できます。その場合、それらの個別仲裁は次の方法で解決されます。(i) 各当事者は、本第 8 条に基づく個別仲裁において、第 1 群として関連事件から最大 25 件を選択して提起し、解決を図ります。(ii) 最大 50 件の個別仲裁のうち第 1 群が解決されるまで、その他の関連事件の提起や起訴はできません。(iii) 第 1 群の解決後、両当事者が残りの関連事件を非公式に解決できない場合、第 2 群を提起できます。各当事者は、本第 8 条に基づく個別仲裁において、第 2 群として解決を図る関連事件を最大 25 件まで選択できます。両当事者がすべての関連事件を非公式にまたは個別仲裁を通じて解決するまで、この一括個別仲裁のプロセスを続けます。裁判所は、本項の執行（本項が特定の一連の請求に適用されるかどうかの判断を含みます）を行う排他的な権限を有し、また、本項に抵触する仲裁の提起や起訴を差し止める排他的な権限を有します。

e. 仲裁手数料および支払い

(i) **75,000 米ドル未満の紛争** デバイス製造業者もしくはインストール業者（またはお客様とマイクロソフトの間の紛争である場合はマイクロソフト）は、お客様による申し立て手数料を速やかに払い戻し、AAA および仲裁人の手数料および費用を支払います。(i) 紛争が 75,000 米ドル未満であり、かつ仲裁の開始前に (ii) お客様が本第 8 条の仲裁前要件（該当する場合は、関連事件の条項を含みます）をすべて満たしている場合。それ以外の場合、申立手数料および AAA と仲裁人の手数料と費用の支払については、AAA 規則に準拠します。仲裁の裁定において、仲裁人によるお客様への裁定額が、仲裁人の選任前にマイクロソフトが最終的な書面で提示した金額を上回る場合、デバイス製造業者またはインストール業者（または、お客様の紛争がマイクロソフトとの間のものである場合、マイクロソフト）は、お客様に対し、(i) 裁定額または 1,000 米ドル（いずれか高い方）、(ii) お客様が負担した合理的な弁護士費用、および (iii) お客様の弁護士がお客様の個別仲裁に関連して負担した合理的な費用（専門家証人にかかる手数料や費用を含みます）を支払います。

(ii) **75,000 米ドル以上の紛争** 申立手数料および AAA と仲裁人の手数料と費用の支払については、AAA 規則に準拠します。

f. 可分性。すべての上訴が尽きた後、いずれかの請求や救済請求に関して、裁判所が本第 8 条のいずれかの部分を執行不能と判断した場合、両当事者は、それ以外の請求または救済（公的な差止め命令による救済の請求など）を裁判所に提起する前に、仲裁対象のすべての請求と救済について仲裁裁定に委ねることに合意します（この場合、仲裁人は、裁判所がその救済請求を検討する前に、責任および個別救済に関する裁定を下します）。それ以外の場合、第 8 条の他の部分が執行不能と判断された場合でも、残りの部分は引き続き有効に存続します（この場合、裁判手続の開始前に仲裁裁定を下します）。

g. 当事者または第三者受益者としてのマイクロソフト マイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、マイクロソフトが本ライセンス条項の当事者になります。それ以外の場合、マイクロソフトは、本ライセンス条項の当事者ではありませんが、お客様とデバイス製造業者またはインストール業者との間において裁判外の交渉および仲裁を通して紛争を解決するという契約における第三者受益者です。

9. 準拠法 契約違反に対する請求、地域の消費者保護法、不正競争防止法、および黙示の保証に関する法令に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その対価、または本ライセンス条項に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかわらず、お客様の居住地（または法人の場合は主たる業務地）の地域または国の法令が適用されます。米国では、仲裁に関するすべての規定は FAA に準拠するものとします。

10. 消費者の権利、地域による差異 本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合があります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または国の強制的な法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

- a. **オーストラリア**。「限定的保証」に関する記述は、マイクロソフト、デバイス製造業者またはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、オーストラリアの消費者法の下での法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。本契約のいずれもそれらの権利および救済を制限または変更するものではありません。特に：
- (i) 第 7 条で言及されているサポートおよび返金方針は、オーストラリアの消費者法の対象となります。
 - (ii) オーストラリアの消費者法の消費者保証は、第 11 条 (d) (i) 項に規定する評価版ソフトウェアに適用されます。
 - (iii) マイクロソフトの製品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。本項において「商品」とは、マイクロソフト、またはデバイス製造業者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。
- オーストラリア消費者法に基づくお客様の権利の詳細については、<https://aka.ms/acl> をご確認ください。

- b. **カナダ** お客様は、インターネット アクセスを無効にすることにより、お客様のデバイスで更新プログラムを受け取ることを中止することができます。お客様がインターネットに再接続すると、本ソフトウェアは更新プログラムの確認とインストールを再開します。

c. **ドイツおよびオーストリア**

- (i) **保証** 正規にライセンスを取得した本ソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、デバイス製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。
- (ii) **責任制限** デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前文に従って、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは責任を負いません。

- d. **その他の地域** 地域的差異に関する現行リストについては、<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=534978> を参照してください。

11. 追加の注意事項

- a. **ネットワーク、データ、およびインターネットの使用** 本ソフトウェアを通じてアクセスする本ソフトウェアおよびサービスの機能には、お客様のデバイスがインターネットにアクセスすることを求めるものがあります。お客様によるアクセスおよび利用（料金を含みます）には、お客様の携帯電話またはインターネット プロバイダーの契約条件が適用される場合があります。本ソフトウェアの一定の機能は、インターネット アクセスの効率向上に役立つことがあります。本ソフトウェアの使用量の計算はお客様のサービス プロバイダーの測定値と異なることがあります。お客様は、(i) ご自身のプランおよび契約の条件を理解し遵守すること、および (ii) パブリックまたはオープン ネットワークを含むネットワークの使用またはアクセスに起因する問題、について常に責任を負うものとします。お客様は、許可を得ている場合に限り、本ソフトウェアを使用してネットワークに接続し、かかるネットワークに関するアクセス情報を共有することができます。

b. **コーデックに関する注意書き：**

- i. **H.264/AVC ビデオ規格** 本製品には、AVC コーディング テクノロジーが含まれています。このテクノロジーについては、MPEG LA LLC により以下の注意書きを表示することが義務付けられています。

本製品は、消費者による個人的かつ非商業的使用を前提とし、AVC 特許ポートフォリオ ライセンスに基づいて次の用途に限りライセンスされています。(i) AVC 規格に従ってビデオ（以下

「AVC ビデオ」といいます) をエンコードすること、ならびに/または (ii) 個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードした AVC ビデオをデコードする、および/もしくは AVC ビデオを提供するライセンスを有するビデオ プロバイダーから取得した AVC ビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細情報については、MPEG LA LLC から入手することができます。<http://www.MPEGLA.COM> を参照してください。

前述の注意は、製品の通常の業務上の使用を制限または禁止するものではありません。そのような使用には、以下は含まれません。(i) 第三者への製品の再頒布、または (ii) 第三者への頒布を目的とした、AVC 規格に準拠したテクノロジーを使用したコンテンツの作成。

- ii. **VC-1 ビデオ規格** 本製品には、VC-1 コーディング テクノロジーが含まれています。このテクノロジーについては、MPEG LA LLC により以下の注意書きを表示することが義務付けられています。

本製品は、消費者による個人使用および非商業的使用を前提とし、VC-1 特許ポートフォリオ ライセンスに基づき次の用途に限ってライセンスされています。(i) VC-1 規格に従ってビデオ (以下「VC-1 ビデオ」といいます) をエンコードすること、ならびに/または (ii) 個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードした VC-1 ビデオをデコードする、および/もしくは VC-1 ビデオを提供するライセンスを有するビデオ プロバイダーから取得した VC-1 ビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細情報については、MPEG LA LLC から入手することができます。

<http://www.MPEGLA.COM> を参照してください。

明確化のため、前述の注意書きは、製品の通常の業務上の使用を制限または禁止するものではありません。そのような使用には、以下は含まれません。(i) 第三者への製品の再頒布、または (ii) 第三者への頒布を目的とした、VC-1 規格に準拠したテクノロジーを使用したコンテンツの作成。

- c. **マルウェア対策** マイクロソフトは、お客様のデバイスをマルウェアから保護することに注意を払っています。本ソフトウェアでは、他の対策がインストールされていないか、有効期限が切れている場合、マルウェア対策が有効になります。有効にするには、他のマルウェア対策ソフトウェアを無効にするか、場合によっては削除する必要があります。
- d. **権利が制限されたバージョン** お客様が取得した本ソフトウェアのバージョンにおいて、特定のまたは限定的な用途が明記され、またはそれ以外の方法でそれらの用途が対象とされている場合、お客様は指定されたとおりのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、かかるバージョンの本ソフトウェアを、商用、非営利、または収益が発生する活動で使用することはできません。
- (i) **評価版**。評価 (またはテストもしくはデモンストレーション) 版を使用する場合、お客様は、本ソフトウェアを販売すること、実際の運用環境で使用する、または評価期間の経過後に使用することはできません。本ライセンス条項にこれと異なる規定がある場合でも、評価版ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、評価版には明示か黙示かを問わず何らの保証 (限定的保証規定を含みます) も適用されません。
12. **完全合意** 本ライセンス条項 (およびデバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが提供し、お客様が使用する、任意の追加ソフトウェア、更新プログラム、およびサービスに付属する、印刷されたライセンス条項またはその他の条項) ならびに本ライセンス条項に記載されている Web リンクに掲載されている条項は、本ソフトウェアならびに当該追加ソフトウェア、更新プログラム、およびサービスに関する完全なる合意です (ただし、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが、当該追加ソフトウェア、更新プログラム、またはサービスについてその他の条項を提供している場合は、この限りではありません)。本ライセンス条項は、本ソフトウェアの実行後、<https://aka.ms/useterms> にアクセスするか、本ソフトウェアから [設定]、[システム]、[バージョン情報] の順に選択することで確認できます。また、本ライセンス条項に記載されているリンク先に掲載されている条項は、ブラウザーのアドレス バーにその URL を入力することでも確認できます。お客様は、かかる条項を確認するものとします。お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条件を含むこれらの条件を注意深く読むことに同意します。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することにより、本契約およびリンク先の条件を承認することとなります。本契約には情報リンクも含まれています。通知および拘束条件を含むリンクは次のとおりです。

- ・ Windows プライバシーに関する声明 (<https://aka.ms/privacy>)
- ・ Microsoft サービス規約 (<https://aka.ms/msa>)

無保証

お客様のデバイスのソフトウェア (アプリを含みます) は、「現状有姿のまま」で使用許諾されます。お客様の地域の法令により最大限認められる範囲において、本ソフトウェアの品質および性能に関するすべての危険は、お客様が負担するものとします。本ソフトウェアに瑕疵があることが判明した場合、お客様はすべての修正等にかかる総費用を負担するものとします。デバイス製造業者とマイクロソフトのいずれも、本ソフトウェアについていかなる明示的な保証または条件も負いません。製造業者およびマイクロソフトは、お客様の地域の法令により認められる範囲において、商品性、品質、特定目的に対する適合性、侵害の不存在に関するものを含め、黙示の保証、条件、その他の責任を一切負いません。本ライセンス条項では変更できない地域の法令による追加の消費者の権利または法定保証が存在する場合があります。

お客様の地域の法令により、契約上の制限にかかわらず保証、条件、その他の責任を負う必要がある場合、その有効期間は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 90 日間に制限されます。製造業者またはマイクロソフトが当該保証、条件、その他の責任を負う場合、製造業者またはマイクロソフトは、自らの選択において、(I) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (II) 本ソフトウェア (もしくは自らの選択により、本ソフトウェアがインストールされたデバイス) の返品を受け入れて購入金額を払い戻します。以上が、お客様の地域の法令に基づく保証、条件、その他の責任に対するお客様の唯一の権利となります。

損害賠償を受ける正当な根拠がある場合、お客様の地域の法律で禁止されていない限りにおいて、お客様から製造業者またはマイクロソフトに対する請求は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額 (お客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル) を上限とする直接損害に限定されます。お客様は、本ライセンス条項の何らかの部分または法理に基づくかにかかわらず、その他の損害 (逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、または付随的損害を含みます) に関して賠償またはその他の請求を行うことはできないものとし、かかる請求権を放棄します。この制限は、(I) 本契約、本ソフトウェア (アプリケーションを含みます)、デバイス、サービス、データの破損もしくは損失、データの送受信の失敗、第三者のインターネット サイト上のコンテンツ (コードを含みます)、または第三者のプログラムに関連した事項、および (II) 契約違反、保証責任、厳格責任、過失、もしくはその他の不法行為に対する請求、制定法もしくは法令の違反に対する請求、不当利得返還請求、またはその他の法理に基づく請求、に適用されます。

本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、他の救済手段が提供されない場合 (本ソフトウェアは現状有姿でライセンスされます)、(お客様の地域の法令により要求される) 修理、交換、もしくは払い戻しによってもお客様の損失が完全に補償されない場合、製造業者もしくはマイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識した場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも、適用されます。

お客様のデバイスが保証の対象であるかどうかについては、デバイス製造業者にお問い合わせください。